

知っておきたい！主な税制改正のポイント！

～ 平成30年より適用 ～

<配偶者控除及び配偶者特別控除の見直し>

①改正内容

○配偶者控除

納税者本人の合計所得金額に応じて、配偶者控除の適用額が変わりました。（適用条件の配偶者の合計所得金額 38 万円以下（給与収入の場合 103 万円以下）は、変更ありません。）

納税者本人の合計所得額に応じた控除額は、下表のとおりとなります。

控除区分	納税者本人の合計所得金額		
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
控除対象配偶者	38万円	26万円	13万円
老人控除対象配偶者	48万円	32万円	16万円

※適用条件は、配偶者の合計所得金額が38万円以下である場合です。（青色専従者は適用できません。）

※納税者本人の合計所得金額が1,000万円を超えた場合は、適用できません。

○配偶者特別控除

現在の配偶者特別控除38万円適用条件が、「配偶者の合計所得金額38万円（給与収入103万円）以下」から「配偶者の合計所得金額が85万円（給与収入150万円）以下」に拡大されました。

また、配偶者の各所得金額に応じた控除適用額は、下表のとおりとなります。

配偶者の合計所得金額	納税者本人の合計所得金額		
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
38万円超85万円以下	38万円	26万円	13万円
85万円超90万円以下	36万円	24万円	12万円
90万円超95万円以下	31万円	21万円	11万円
95万円超100万円以下	26万円	18万円	9万円
100万円超105万円以下	21万円	14万円	7万円
105万円超110万円以下	16万円	11万円	6万円
110万円超115万円以下	11万円	8万円	4万円
115万円超120万円以下	6万円	4万円	2万円
120万円超123万円以下	3万円	2万円	1万円

※青色専従者は適用できません。

※納税者本人の合計所得金額が1,000万円を超えた場合は、適用できません。

※納税者本人の所得金額によっては、3種類の控除額のいずれかとなります。

②配偶者の収入が増加することによる影響（収入額別比較）

- （1）100万円超103万円以下
配偶者に住民税が発生する場合があります。
- （2）103万円超106万円以下（いわゆる103万円の壁）
配偶者に所得税が発生する場合があります。配偶者控除は適用できず、配偶者特別控除の適用となります。配偶者手当のある会社では、手当額に変更がある場合があります。
- （3）106万円超130万円以下（いわゆる106万円の壁）
一定の要件に該当すると社会保険の扶養から外れ、社会保険料を負担しなければなりません。

※納税者が個人事業者の場合は、影響がありません。

(4) 130万円超（いわゆる130万円の壁）

社会保険の扶養から外れ、社会保険料の負担が生じるようになります。

※納税者が個人事業主の場合は、影響がありません。

(5) 150万円超（今回の改正）

納税者の配偶者特別控除が減額され始めます。配偶者の収入が増えるごとに、段階的に控除額が小さくなっていきます。給与収入が201万円6千円以上は、配偶者特別控除額が「0」となります。

③注意

今回の改正によって配偶者の合計所得金額の枠が拡大し、得をするように見えますが、会社員の配偶者が収入を増やしても、社会保険料等の負担や手当の減少等を差し引くと、手取り金額は、あまり増えない事もあり、場合によっては減少する事もあります。

～平成31年より適用～

<消費税率の引き上げ・軽減税率と経過措置>

①改正内容

消費税率及び地方消費税率について、次のとおり引き上げることとされています。

適用開始日	現行（注1）	平成31年10月1日	
		標準税率（注1）	軽減税率（注2）
税率区分			
消費税率	6.3%	7.8%	6.24%
地方消費税率	1.7%（消費税額の17/63）	2.2%（消費税額の22/78）	1.76%（消費税額の22/78）
合計	8.0%	10.0%	8.0%

（注1）平成31年10月1日以後に行われる取引であっても、経過措置により旧税率が適用される場合があります。

※経過措置とは、消費税率引き上げを混乱なく行うための措置です。例えば、建物購入など旧税率で売買契約をしたが、引渡日が新税率適用後の場合に一定の条件の元、旧税率を適用できる制度です。

詳しくは国税庁ホームページの「消費税法改正のお知らせ（平成28年4月）（平成28年11月改訂）」（PDF/310KB）をご覧ください。

（注2）軽減税率の適用対象となる飲食料品の譲渡等は、次のとおりとされています。

- ① 飲食料品の譲渡（食品表示法に規定する食品（酒税法に規定する酒類を除く。）の譲渡をいい、外食を含まない。）
- ② 定期購読契約が締結された週2回以上発行される新聞の譲渡。

②適用時期

平成31年10月1日からの税率引き上げと同時に、軽減税率制度が実施されます

～平成32年より適用～

<個人所得税の見直し>

①改正内容

次の(1)～(2)の内容が見直されました。

(1) 扶養控除の見直し

- ① 勤労学生の合計所得金額要件を75万円以下に引き上げることとされました。
- ② 同一生計配偶者及び扶養親族の合計所得金額要件を48万円以下に引き上げることとされました。
- ③ 源泉控除対象配偶者（給与の源泉所得税額を算定する際の扶養数に該当する配偶者）の合計所得金額要件を95万円以下に引き上げることとされました。

(2) 配偶者特別控除の見直し

対象となる配偶者の合計所得金額要件を 48 万円超 133 万円以下（改正前：38 万円超 123 万円以下）とし、その控除額の算定の基礎となる配偶者の合計所得金額の区分を、それぞれ 10 万円引き上げることとされました。

(3) 給与所得控除の見直し

給与所得控除額を一律 10 万円引き下げ、その上限額が適用される給与等の収入金額が 850 万円とされるとともに、その上限額を 195 万円に引き下げることとされました。

給与等の収入金額 (A)	給与所得控除額	
	平成 31 年分まで	平成 32 年分から
162.5 万円以下	65 万円	55 万円
162.5 万円超 180 万円以下	(A) × 40%	(A) × 40% - 10 万円
180 万円超 360 万円以下	(A) × 30% + 18 万円	(A) × 30% + 8 万円
360 万円超 660 万円以下	(A) × 20% + 54 万円	(A) × 20% + 44 万円
660 万円超 850 万円以下	(A) × 10% + 120 万円	(A) × 10% + 110 万円
850 万円超 1,000 万円以下		195 万円 (上限)
1,000 万円超	220 万円 (上限)	

※個人住民税については平成 33 年 1 月 1 日以後から適用されます。

(4) 公的年金等控除の見直し

公的年金等控除額を一律 10 万円引き下げることとされ、見直しの結果、下表のとおりとなります。

また、公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額が 1,000 万円を超えた場合、段階的に控除額が引き下げられます。

対象年齢	公的年金等の収入金額 (A)	平成 31 年分まで	公的年金等の控除額		
			平成 32 年分から		
			公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額		
			1,000 万円以下	1,000 万円超 2,000 万円以下	2,000 万円超
65 歳未満	130 万円以下	70 万円	60 万円	50 万円	40 万円
	130 万円超 410 万円以下	(A) × 25 % + 37.5 万円	(A) × 25 % + 27.5 万円	(A) × 25 % + 17.5 万円	(A) × 25 % + 7.5 万円
	410 万円超 770 万円以下	(A) × 15 % + 78.5 万円	(A) × 15 % + 68.5 万円	(A) × 15 % + 58.5 万円	(A) × 15 % + 48.5 万円
	770 万円超 1,000 万円以下	(A) × 5 % + 155.5 万円	(A) × 5 % + 145.5 万円	(A) × 5 % + 135.5 万円	(A) × 5 % + 125.5 万円
	1,000 万円超		195.5 万円	185.5 万円	175.5 万円
65 歳以上	330 万円以下	120 万円	110 万円	100 万円	90 万円
	330 万円超 410 万円以下	(A) × 25 % + 37.5 万円	(A) × 25 % + 27.5 万円	(A) × 25 % + 17.5 万円	(A) × 25 % + 7.5 万円
	410 万円超 770 万円以下	(A) × 15 % + 78.5 万円	(A) × 15 % + 68.5 万円	(A) × 15 % + 58.5 万円	(A) × 15 % + 48.5 万円
	770 万円超 1,000 万円以下	(A) × 5 % + 155.5 万円	(A) × 5 % + 145.5 万円	(A) × 5 % + 135.5 万円	(A) × 5 % + 125.5 万円
	1,000 万円超		195.5 万円	185.5 万円	175.5 万円

(5) 基礎控除の見直し

基礎控除額を一律 10 万円引き上げることとされ、見直しの結果、下表のとおりとなります。
また、合計所得金額が 2,400 万円を超えた場合、段階的に控除額が引き下げられます。

合計所得金額	基礎控除額	
	平成 31 年分まで	平成 32 年分から
2,400 万円以下	38 万円	48 万円
2,400 万円超 2,450 万円以下		32 万円
2,450 万円超 2,500 万円以下		16 万円
2,500 万円超		0

※個人住民税については平成 33 年 1 月 1 日以後から適用されます。

(6) 所得金額調整控除等の創設

子育てや介護に対する配慮や、収入内容により控除引き下げ額による負担増の配慮の観点から、①・②の所得金額調整控除が新たに創設されることとなります。

- ① 給与等の収入が 850 万円を超える居住者で、次の A~C のいずれかに該当する場合は、給与等の収入金額（上限 1,000 万円）から 850 万円を控除した金額の 10%相当額を給与所得額から控除することとされました。

要件	算式
給与等の収入金額が 850 万円超 A 本人が特別障害者に該当 B 23 歳未満の扶養親族を有する C 特別障害者である同一生計の配偶者または、扶養親族を有する	$(\text{給与等の収入金額} - 850 \text{ 万円}) \times 10\%$ ※給与等の収入金額は、上限 1,000 万円

- ② 給与所得控除後の給与等の金額・公的年金等に係る雑所得の金額の両方があり、それらの合計額が 10 万円を超える場合は、給与所得の金額から最大 10 万円控除することとされました。

算式
$\text{給与所得控除後の給与等の金額} + \text{公的年金等に係る雑所得の金額} - 10 \text{ 万円}$ ※各所得額は、上限 10 万円

(7) 青色申告特別控除の見直し

青色申告特別控除の控除額を 65 万円から 55 万円に引き下げる一方、一定の要件（e-Tax による電子申告または電子帳簿保存）を満たすものに係る青色申告特別控除の控除額を 65 万円とすることとされました。

②適用時期

平成 32 年分以後の所得税について適用されます。